

第1章

「子ども・子育てビジョン」の策定

第1節 「子ども・子育てビジョン」の背景

1 子どもと子育てを応援する社会に向けて

これまで「少子化対策」として、さまざまな計画の策定や対策が講じられてきた。しかしそれが目に見える成果として、生活の中では実感できない現状にあると考えられる。若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦勞しているといった現実がある。これまで進められてきた少子化対策の視点からは、真に子ども・若者のニーズや不安、将来への希望に応える政策を生み出すことができなかったとも考えられる。

これらの現状を踏まえ、今後の子ども・子育て支援策を進めていく上では、以下の観点が重要となる。

まず、子どもは社会の希望、未来の力であり、子どもの笑顔があふれる社会は、個人の希望や夢を大切にする社会であるとの認識を新たにし、このような社会を目指すためには、家族や親だけが子育てを担うのではなく、社会全体で子どもと子育てを応援していくという「子どもが主人公」（チルドレン・ファースト）との基本的な考えのもと、「子どもを大切にする社会」をつくるという観点が重要である。

また、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、子育てをする親や子どもたちなどの当事者の目線で、子ども・若者の育ち、そして子育てを支

援することを第一に考え、個人が希望を普通になえられるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していくという観点が重要である。

そもそも、子どもの成長、子育て、個人の生活、仕事を切り離して考えることはできないものであり、また、家庭や職場における男性と女性の役割についてもあわせて考える必要がある。したがって、「子ども・子育て支援」を進めるにあたっては、「男女共同参画」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策と密接な連携を図るという観点が重要である。

本節においては、これまでの施策の評価を行なうとともに、今後の子ども・子育て施策に対する国民の要望及び子どもや子育てをめぐる社会的・経済的状况について検証を行なうことにより、「子ども・子育てビジョン」策定の背景を明らかにする。

2 これまでの施策の評価

これまでの子ども・子育て支援策（いわゆる「少子化対策」）については、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条の規定に基づく「少子化社会対策大綱」（2004（平成16）年6月閣議決定。以下「旧大綱」という。）に基づいて各種の取組が行われてきた。また、旧大綱に基づく数値目標等を定めた「子ども・子育て応援プラン」（2004年12月少子化社会対策会議決定）においては、